

第48回川崎市文化芸術振興会議（摘録）

- 1 会議名 川崎市文化芸術振興会議
- 2 日時 平成30年9月28日（金）午前10時～正午
- 3 場所 川崎市役所第4庁舎第1会議室
- 4 出席者
 - （1）委員 犬飼委員、岡倉委員、垣内委員、川崎委員、小嶋委員、関委員、藤嶋委員、諸富委員
 - （2）事務局 市民文化局市民文化振興室
和田室長、白井担当課長、岩村担当係長、岩田職員
- 5 議事
 - （1）第2期川崎市文化芸術振興計画の中間見直しについて
 - （2）平成30年度文化アセスメント対象事業について
 - （3）その他
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 0名

【議事内容】

（次第一）開会

事務局 それでは定刻となりましたので、第48回川崎市文化芸術振興会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。事務局を務めさせていただきます、川崎市市民文化局市民文化振興室の白井でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日は小泉委員と佐藤委員につきましては、所用のため御欠席でございます。

それでは、会議に先立ちまして、市民文化振興室長の和田から御挨拶申し上げます。

和田室長 皆さまおはようございます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の会議は今年度の3回目となります。これまでも御審議をいただいています、第2期文化芸術振興計画の中間見直しでございますが、これまで皆さまからいただいた御意見をもとに改訂版の素案を作りましたので、これに基づいて御議論いただければと存じます。2つ目の議題、文化アセスメントの実施内容につきましては、今回は具体的なフィールドワークの実施案をお示ししております。盛りだくさんの内容となっておりますけれども、御審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは会議に移らせていただきます。

「川崎市文化芸術振興会議規則」第4条第1項の規定に基づき、垣内会長が議長となりますので、これからの議事進行につきましては、垣内会長にお願いしたいと存じます。
それでは垣内会長、よろしくお願いいたします。

(次第一 2) 議事

垣内議長 それでは只今から、第48回川崎市文化芸術振興会議を開催いたします。

まずは会議の成立及び公開等について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、定足数について御報告させていただきます。本日は委員10名のうち8名の出席を得ております。「川崎市文化芸術振興会議規則」第4条第2項の規定に基づき、半数以上の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

次に、会議の公開について御説明させていただきます。川崎市文化芸術振興会議は市の審議会等に準ずる会議となっておりますので、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」によりまして、個人情報に関わる事項などを除き公開が原則となっております。この会議では非公開に当たる事項は扱いませんので、公開となりますことを御承知願います。なお、本日の会議では傍聴の申し出は現時点ではございません。会議中に申し出があった際には、傍聴人の入室についてお諮りしていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

引き続きまして、本日の会議録でございますが、「要約方式」により摘録として作成することとさせていただきたいと存じます。また、会議録につきましては、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」第5条第2項の規定により、審議会等で指定された者の確認を得るものとされておりますので、当会議におきましては全ての委員により確認するものとさせていただきたく存じます。なお、後日公開いたします会議摘録におきまして、発言した委員のお名前も公開の対象となりますので、御承知置きいただきたく存じます。御説明は以上でございます。

垣内議長 ありがとうございます。

只今、会議の公開等について事務局から説明がございました。会議録については「要約方式」により摘録として作成することと、会議録の確認は全ての委員により行うことの2点が提案されましたが、このとおりに進めることとしてよろしいでしょうか。(異議なしの声あり)

それでは、「異議なし」ということで、そのとおりに進めることといたします。

続きまして、議事に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

(事務局から配布資料の確認)

議題(1) 第2期川崎市文化芸術振興計画の中間見直しについて

垣内議長 それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

議題の(1)「第2期川崎市文化芸術振興計画の中間見直しについて」です。まずは、資料について事務局から簡単に説明をお願いします。

(事務局から資料説明：資料1-1、1-2)

垣内議長 ありがとうございます。前回の議論も踏まえて、今回は改訂版の素案の案ということ

で事務局からの御説明がありました。只今の御説明につきまして、御意見、御質問等、どのようなことでも結構ですのでお願いします。なお、この会議で決定をするような事項はございません。ただ、委員の皆様様の御意見は今後、事務局が中間見直しの作業をする中で貴重な知見になると思いますので、是非とも積極的に御発言をいただければと思います。どなたからでも結構です。

小嶋委員 最初にこのような質問をして良いか分からないのですが、細かなところに関してはよく書かれていると思いますし、意見も反映していただいていると思います。そうした点と直接関係のない話で申し訳ないのですが、川崎の文化芸術に関して、「音楽のまち・かわさき」があったり新しい取組として浮世絵があったり、美術などもあると思いますが、全体としてどんな文化芸術のまちにするのかというイメージが気になります。地域性や街の風景、人の気持ちなど色々なものが融合して形づくられるのだと思いますが、こういう努力を続けることによってこんな文化を持った街になる、ということかと思えます。雰囲気とか気分とか、そうした物はこのような計画に反映するものではないと思うのですが、どのように考えたらいいのかという、率直な疑問です。

垣内会長 事務局から御説明をされる事柄かとは思いますが、計画の最初、1ページの「基本方針」と「目指すまちの姿」というところで、「国際的な文化都市」など役所的な言葉ではありますが、そうした物があります。計画自体は条例に基づいていて、条例を実施するための計画という位置づけがあります。また一方で川崎市では総合計画を作っていて、「かわさきパラムーブメント」といったビジョンなどもある中で、この計画では「目指すまちの姿」として4つの項目が盛り込まれています。事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 お話ししていただいた通りで、参考資料1として文化芸術振興条例がございます。通り一遍の回答になってしまうかも知れませんが、第1条の後半「文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。」とありまして、これが基本となります。その目的を達成するために、第7条で文化芸術振興計画について規定しています。その計画の中では、垣内会長にお話しいただいたとおり、12ページにある「基本方針」で、振興条例の理念をもとに4つの方針を掲げています。それをもう少し具体的に「目指すまちの姿」として表現していて、その実現のために、基本目標と施策という計画体系を組んで具体的な取組を行っています。お答えになっているか分かりませんが。

小嶋委員 答えづらいことを訊いてすみません。そこがいつもぼんやりとしていたもので。

岡倉委員 条例を見ると、第7条の文化芸術振興計画のところに、「文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること」を定めると書いてありますが、違和感を感じていたのが、基本方針とか目指す姿は総合計画にあって、この計画では必要な仕組みを整備するという点に関して書かなければならないのかなと思いました。そうすると、この計画には、色々な団体などと連携するといったことが書いてありますが、それを進めるための仕組みを書かなければならないのかなと、違和感はそのことから来たのかなと思いました。その部分をどう考えるのかというと、今回の素案では、「川崎市文化財団に求められる役割と機能強化」とあって、前回はこの部分はまだありませんでしたが、財団にそれだけ期待しているのかと。中間支援機能といったことも書かれているので、ここが担うの

かなど。ただ、じっくり来ない点もあって、私は麻生区に住んでいますが、文化財団は川崎区にあるので遠いなとも思います。市民活動団体の支援は中原区にある市民活動センターがしていますが。取り留めもない話ですみません。条例の振興計画に関する部分を読んで少し違和感があったので意見を言わせていただきました。

川崎副会長 違和感を感じられているとか、文化芸術で何を指すかといった点ですが、役所が決めることではないという面もあると思います。例えば小さな町に伝統文化があって、それを地域のアイデンティティとして維持していくという地域は、それをメインに置くのだと思いますが、川崎市のように多様な人たちが多様な歴史を持っていて、地域文化について詳しくは分かりませんが、地域のアイデンティティを作っていくというときに、それを役所がこうだと決めてしまうような地域ではないんだと思います。ですから、そうしたものを生み出していくような環境を作るというのがこの計画だと私は理解しています。岡倉委員が仰るように、仕組みを考えるとというのはこの計画に入れておく必要性はあるかと思いません。目指す姿があって、役割分担などの記述があって、目標と成果指標が挙げられています。例えば、主要な文化施設の入場者数を140万人にしていくという目標がありますが、それに向かって何をやるかというところ、今回はSNSとか広報に工夫をするといった点を明示したのだと思いますが、もう少し色々なことが考えられないだろうか。文化芸術に触れる機会を増やすために、広報もそうですし、協力活動もそうですし、例えば料金政策のようなことは考えられないかとか。土日は混んでいても平日が空いているなら、平日は安くするか。シカゴ美術館などは実施していると思いますが、月に1回の無料の日を作るとか。色々と工夫の余地はあると思うので、そうしたところを皆さんから意見をもらいながら、計画の中に組み込んでいただくのが良いのかなとも思いました。

諸富委員 今、料金の話などがありました。20ページの「子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実」の「更なる拡大に資する取組の検討」が、恐らく川崎副会長が仰ったことかと思えます。この表現だと読み取れないので、もう少し踏み込んだ形で、例えば負担軽減という言葉ですとか、そうしたものが含まれているような方向性が出た方が良いと思いました。

藤嶋委員 庁内の推進委員会がありますが、こういう計画に関して、文化芸術とは関係のない、例えば土木とかいったところにどのように説明しているのかなど、庁内委員会の機能や役割を教えてください。

事務局 庁内委員会は市役所内の全ての組織ではなく、文化芸術振興計画に関連する取組をしている局や区役所で構成されています。委員会の前に一度、計画に関する取組の実施状況の調査を全庁に行いまして、関連のある取組として回答のあった部署を構成員として庁内委員会を開催しています。お話のありました建設部門でも、河川や緑地を担当している中で、例えば河川では多摩川の水辺環境の学習など、直接の文化芸術振興というよりは、文化芸術の関連分野としての取組を行っています。そうした他の部局での事業は、事業の目的自体は文化芸術振興とは違うところにありますので、そうした事業を我々が取り仕切って何かするといったスタンスまでは取っておらず、各部局の取組の中で文化芸術に関するものを取りまとめて計画として形作っているというのが実際のところです。

関委員 私も、子どもや若者の鑑賞や活動機会の拡大に向けた検討ということで、料金や環境の整備、館の使用時間の問題なども含めた検討を是非していただきたいと思えます。一般

的な使用時間の問題ということではなく、誰もが参加できる環境づくりという視点での検討をお願いしたいです。

それから、目指すまちの姿の一番目に書かれていますが、川崎は国際的な文化都市ということ掲げているというのは、素晴らしいこととは思いますが、そうなのかとも感じました。川崎は文化芸術の街だと、私たちは言っていますが、国際的にもそうしたことが言える中身を作ろうということを計画では示しているということでしょうか。

事務局 この部分の記述は第2期計画から変更はしていないところで、全ての要素で国際的なものを目指すということではなく、ミュージアムや藤子ミュージアム、日本民家園なども含めて、国際的に魅力としてアピールできるコンテンツが川崎市にも数多くあり、そうしたものをPRしていくというといった意味の記述となっています。

垣内議長 否応なくグローバル化は進んでいますし、今回の改訂に至るまでに、まず条例を整備して、条例に基づいて第1期、第2期の計画を作り、その上で第2期計画の改訂を行うという、これまでの積み上げがあります。ミュージアムについてもそうした流れの中で、国際的に競争力のある分野に特化するということで音楽のまちづくりを進めていますし、その背景には、かつての公害の街といった負のイメージを払拭して市民の方々に潤いのある生活という趣旨だったと、かつての文章には書いていますので、十数年前からそうした流れが続いて本日に至っているということです。

その中で大きなポイントとしては、市の財政的な支援をどこまで盛り込めるのかということかと思っています。ただ、これも諸刃の剣という面がありまして、現実問題として、役所としての様々な事情の中で、絵に描いた餅に終わるのでは非常に良くないということもありますし、一方では折角の計画なのである程度は書き込まないと、というジレンマがあって、その辺りの書きぶりは事務局に知恵を絞っていただく必要があるかと思っています。また、文化施設をどう使っていくかというのは、川崎の場合は指定管理者がかなり入っていますので、指定管理者の知恵を借りながらということになります。ただ、利用料金については条例で絞り込みをかけている、これは必要なことでもありまして、お金を払えるところから高く取るということが過ぎると、皆さんの文化芸術の鑑賞機会を失うことに繋がりがねないということもあり、条例で規制をかけています。例えばここに、更なる拡大に資する取組の検討というふうに書かれると、これ自体は非常にぼんやりとした行政文書ですが、行政側としては、指定管理者の様々なアイデアも柔軟に受け付けますよというメッセージでもありますので、誰が読むのかによって大きく変わってしまいます。

必要なことはできるだけ盛り込んでいただきながら、市民の方にも分かり易くメッセージ性のある資料としていただいた方が良くと思うので、基本的には、第2期計画策定後の新たな取組とか変化を踏まえて変えましたよという、変えたところだけをゴシックにするとか、印をつけるとかしていただくことで、変更があったところをはっきりと分かるようにしていただくと、関係者でない方もより分かり易いかと思います。

評価したいところとしては、33ページの指標を入れたということと、34ページのPDCAサイクルで回していくということかと思っています。文化財団の部分は本当にこれで大丈夫かと思うところはあると思いますが、財団との話もされていると思います。今やローカルガバナンスの時代で、市だけがお金を出し全てを実施するという時代はとっくに終わっ

ていますので、財団や民間の方と協力体制を組んでいくことをきちんと打ち出すこと自体は非常に良いことであると思います。他にはございますでしょうか。

諸富委員 17ページの「若者文化の発信によるまちづくり」のところで、ブレイクダンスやBMXといったものが取り上げられています。こうしたものだけに焦点が当たるということで良いのかと思います。例えば以前、市民ミュージアムでSHISHAMO展を開催していました。川崎で若者たちがグループを作って成功した事例ですが、ああいう秘めた力が川崎の中にあると思いますので、若者文化の事例としてBMXやブレイクダンスだけを取り上げるのが良いのかというのが一つです。もう一つは、これまでこうした分野は文化芸術とは距離があると言いますか、個人の遊びの世界だという受け止め方ではなかったかと思います。市として支援をするかどうかは別としても、こうしたものを文化芸術活動の中に入れて、ここに書かれていることの意味はどういったところでしょうか。

岡倉委員 関連してですが、いま、市では「若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針」のパブコメをしていますよね。ブレイキンに関しては、溝の口が聖地だということで世界に発信して、世界の人々が来ているという状況があるそうなんです。そうしたこともあって、基本方針を読むと、この振興計画にも書いてあると書かれていますが、それがこの部分ということで良いですよ。基本方針を読んでいて、担当がオリンピック・パラリンピック推進室というところで、オリンピックが終わると取組も終わってしまうのかとも想像したのですが、一番聞きたかったのは、書いてあることを具体的に実施する仕組みとしては、具体的な方針ができて、その方針に基づいて施策として展開していくのかということをお伺いしたいです。それぞれの部署に色々な取組がありますが、それぞれに計画が作られていて、それに沿って取組を推進していくということでしょうか。

事務局 岡倉委員の御質問につきましては、基本的に、事業や施策を進めていく上で、こうした計画に載っていると位置付けができて所管課としては進めやすいということがあります。若者文化の発信については、若者がしている文化活動として全体を捉えることも可能だとは思いますが、いま川崎市で人気があるものがブレイクダンスやBMXですので、これについて基本計画を作って支援していこうということで、こうした形で載せています。ですので、違う分野の若者文化がまた川崎市内で人気が出てきたら、こうした計画に位置づけて支援していくということになるかと思いますが、SHISHAMOについては、若者文化というよりも、既に市の文化大使でもありますので、また違う位置づけとなっています。

垣内議長 既にマーケットでブレイクしているので、支援は必要ないということですね。

諸富委員 SHISHAMOのような成功事例が次々に出て来てほしいという視点はどのなのでしょう。

垣内議長 問題は、マーケットの中でマーケットビリティがあるかどうかということと、補助金を出せばマーケットビリティに繋がるかということとは違って、逆に言うと、本来はマーケットから撤退すべきものを補助金で延命させている可能性もあるという、様々なことを考えなければならないので、従来型の、外部性が非常に高い芸術活動に対する支援とは違う形での支援の取組になるかと思います。

犬飼委員 先ほど、文化財団のお話がありましたが、私のように美術の活動をしている者からすれば、文化財団は相談させてもらえるというところがあります。先ほど、麻生区に住んでいると文化財団はあまり関わりがない、というお話もありましたが、麻生区にも美術家協会

という団体があります。川崎市は美術よりも音楽の方に向いているようですが、「川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり)」というイベント、これは音楽や演劇が中心ですが、その前にプレイベントとして、アルテリッカ新ゆり美術展を新百合21ホールで行っています。そうした時には文化財団から補助が出ていて、私のように絵画をしている人は出費が少なく出品できるということもあります。ただ、以前は文化財団から美術分野でも色々と補助されていましたが、近頃は大分少なくなっているようです。そういうこともあって、文化財団がこれからもっと活発になるのは重要ですので、そういうところを市と文化財団との役割のもとでしっかりやってほしいと思います。

垣内議長 今の御発言はコメントということでしょうか。

犬飼委員 はい。コメントということで結構です。

垣内議長 それでは、質疑につきましてはこの辺りで終了とさせていただきます。只今の御意見を踏まえまして、事務局では引き続き計画の中間見直しの作業を進めていただきたいと思います。

議題(2) 平成30年度文化アセスメントの実施内容について

垣内議長 それでは続きまして、議題の(2)「平成30年度文化アセスメントの実施内容について」です。まずは資料について事務局から御説明をお願いします。

(事務局から資料説明：資料2)

垣内議長 ありがとうございます。事務局からの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

これから委員の皆様には、視察に行ったりメモを書いたり、それを事務局で寄せて集めた原案について検討して、振興会議の報告として取りまとめて、最後には市長さんに御報告をしなければならないというのが、これからのお仕事となります。御質問や御不明な点などはございますでしょうか。

川崎副議長 初めてなので教えていただきたいのですが、施設視察と展示等視察ということですが、施設視察は職員の方に御説明をいただきながら見て回るということでしょうか。

事務局 その通りです。展示だけではなくて館そのものを見ていただきたいと思います。一般の来館者が入るところに加えて、収蔵庫など入れない部分も含めて見ていただくということで、全体では1時間ほどかかるかと思います。

川崎副議長 その際、このフィールドワーク用メモシートにあるような、事業の目的や市民との関わりといったところも含めて説明をいただきながら見て回るということでしょうか。

事務局 評価項目については、視察だけで全てをカバーするのは難しいかと思います。次回の振興会議は2月の開催を考えておりますが、アセスメントでは毎回、その一環として事業担当者へのヒアリングを行っておりまして、質疑の場を設ける予定ですので、それまでに、視察をしていただいた上での御質問などを寄せていただいて、それをまとめた形でヒアリングが実施できれば良いかと考えています。

川崎副議長 もう一つ確認です。指定管理者の評価とはまた違う形での評価になると思っております、指定管理者の評価は、事業目的との整合性とか金銭的な部分を中心になるかと思いますが、この文化アセスメントではどこにスポットを当てていけば良いのかを教えてください。

垣内議長 私の方から補足させていただきます。私の前任者から引き継いだことですが、その方が強調されていたのは、行政評価などを行う際には、普通はニュートラルに、ここが悪い、ここが良いといった形で、総合的に評価して事業をさらに継続するのか見直していくのかなどを評価しながらPDCAサイクルを回していくというのが一般的です。しかし、この文化アセスメントはそういうものではなく、では何をするのかと言うと、基本的にそれぞれの事業は良いことをしている、少なくとも目的としては良いものであると。ただ、目的を達成するための方法として、マネジメントに少し不備があるとか、一人の観客として見た時に、どうも動線が分かりにくいとか説明が今一つとか、様々なことに気づくでしょう。その気づきをフィードバックすることによって、本来達成すべき事業目的をより効果的、効率的に達成できるような、ポジティブなアドバイスをするのがこの文化アセスメントであると、そういう御説明でした。ある事業を行う際には、必ずゴールとツールがあるわけですが、ゴール自体は基本的に良いものであるけれども、それに向けて実施していく中で、様々な障害があるのであればそれを指摘する。できればそれを克服するための知恵も、委員の皆様の多様なバックグラウンドの中からアドバイスできると、アセスメントは成功だと、こういう御説明でした。ですから、通常の行政評価とはかなり違うものになります。

川崎副議長 分かりました。だとすると、このメモシートにある「①設定の妥当性」や「②達成度」などは必要なくて、「③達成手段の妥当性」の話をするということでしょうか。

垣内議長 一応、①、②も実施しています。何故なら、①や②を確認しないとその後につけられないだろうということでした。

川崎副議長 メモシートのことを中心に評価するんだろうなという認識の上で見えていたのですが。

垣内議長 このシートも実は二転三転してしまっていて、だいが改善を毎回入れてきたと聞いています。本来なら最後の部分だけで良いかと思われるかも知れませんが、事業の目的や設定の妥当性から実施した方が良いでしょう。つまり、事業の内容も良いし、目的も良いけれども、実は両方がミスマッチであるということも過去あったようです。ですので、もし事業の内容がこうなら目的の設定はこうした方が良いでしょうという、ポジティブなサジェスションができるはずだと。逆に、より目的に沿ったような事業をした方が良いでしょうのかも知れないので、そうした点でもコメントをする必要があるだろうということです。そのため、「設定の妥当性」をまず見た上で「達成度」として、目的が達成されているかどうかを見て、もし達成されていないのであれば、その後の部分で、どこが問題なのかをコメントしてほしいということです。

通常、行政評価を行う際にはエビデンスが要求されますが、文化アセスメントについては、最終的には定量的なエビデンスだけではなくて、実際に市民の方に提供するサービスですから、サービスとして上手くいっているのかということを見ますので、これが非常に重要なポイントなのですが、委員の皆様がお感じになったところを含めてここに記載してほしいということで、このシートができていると聞いています。

岡倉委員 一つ質問です。総合評価の中で、「見直し」という項目がありますが、それは今の御説明ですと、「設定の妥当性」というのは、設定がおかしいのではないかというときだけ該当するというのでしょうか。総合評価の「改善」というのは、達成手段の妥当性などの

観点で改善してくださいということかと思いますが、「見直し」というのは事業を見直しなさいということですよ。目的に事業が合っていないよ、という意味で捉えて良いのでしょうか。

垣内議長 通常、「見直し」まで行く事例は少ないかと思いますが。私を知る限り、これまでの議論の中では、事業自体が目的を達成していて次の段階に進んだ方が良いのではないかということなどもあったようです。必ずしも目的と取組のミスマッチということだけが見直しというわけでもない、良く言えば柔軟なアセスメントとなっています。実際、行政評価をこの人数で、2・3回の視察やヒアリングでできるはずがないので、そうしたことは念頭に置いておらず、文化芸術活動を推進するために障害があるとしたら、様々な角度から確認をして、できるだけ改善して、場合によっては新たなものにステップアップしていくという提言もできる、そういう仕組みになっています。

もう一つ、これは事務局に聞かなければいけません、私たちが一度アセスメントをやってみて、方法としてどうもここは違うぞという部分があれば、直していくこともできると思います。これまでも色々と修正をしてきていますので、今回、2つの事業のアセスメントを実施した後で、次はこういう方法で良いのかということに合わせて議論することになるかと思っています。そういうことでよろしいでしょうか。

事務局 過去、文化アセスメントのマニュアルを作ったという経過はありますが、実際にアセスメントを行ってみて変える必要があれば、変えていくこともあり得ると思いますので、そこは御議論いただければと思います。評価項目を揃えた上で、様々な事業同士を比較していくというものではありませんので。

垣内議長 比較は無理ですね。今回も、指定管理料として4億円を支出している事業と、160万円ほどを負担金として支出している事業をそれぞれ評価するわけですから。それぞれの事業の目的や位置づけについて、その事業を行政サービスとして提供することが重要だとすると、どうしたらより良くなるのかというところに着目したアセスメントを行っていただくということかと思っています。

関委員 これまでの経験で言うと、感想として率直な意見を提出すると、事務局で大分整理していただけますので、いちいちこのシートに沿ってしまうと行政的なものになってしまうかなと思います。これまでも、実際に行って楽しめたかどうか、市民の皆さんの表情はどうだったのかといったことを率直に書いてきたつもりです。その後、まとめてもらったものを見直すということは何回もしましたが。

それから質問ですが、市民ミュージアムの施設見学の「+α」は、施設見学をした後に皆で1箇所を見るということでしょうか。

事務局 施設見学は全員で一緒に回っていただく必要がありますが、その後は皆さままで固まってということではなく、例えば終了の時間だけを決めておいて、その中で御自由に見ていただければと思います。

藤嶋委員 11月の施設見学の日程はまた決めるということでしょうか。

事務局 この日程の中で、参加可能な日程を教えてください、調整したいと思います。

藤嶋委員 市民ミュージアムについては、組織と人員を資料として出していただければと思います。

垣内議長 指定管理者としての事業報告を公開資料として出していますよね。それも合わせて共有

していただければと思います。非常に厚いので全てを読む必要はありませんが、御興味のあるところは確認していただければと思います。

川崎副議長 シートに関しては、全てを埋める必要は無いだろうという視点で伺っていました。評価の視点も、例えばプラチナファッションショーで芸術性と言っても厳しい気がしますし、市民ミュージアムでも評価しにくいところはあるだろうと思います。ただ、事業の目的など、何をしているのかということについては、事前に情報をいただきたいと思います。

事務局 現在の資料では、市民ミュージアムは実施していることを書いているだけです。そうした点は不足していました。プラチナファッションショーに関しては、事業概要に記載している以上に詳細なものは無いというのが率直なところです。

関委員 プラチナファッションショーに関しては、参加者の感想などがありますでしょうか。参加してこんな喜びや実感がありました、といった声が2つ3つあると、観る際に別な角度で見られるかなと思います。

事務局 前回までのものになりますが、参加者へのアンケートを取っていたと思いますので、そうした資料からお示ししたいと思います。

垣内議長 様々な資料や公表データがあると思いますので、それを委員の皆様と共有していただいて、現地に行ってくださいと思います。それから、委員の皆様につきましては、メモシートでは非常に細かい項目がありますが、基本的には皆様が現地に行って、どんな状況だったのか、サービスを十分に享受できたのか、周りの方々はどうだったのか、などお気づきの点を書いていただければと思います。それを事務局の皆様と項目ごとに落とし込んでいただくということで、その点はあまり御心配なさらず。ただ、現地で五感をフルに使っていただいて、どんな状況だったかということだけはレポートにまとめていただくということをお願いします。

藤嶋委員 私は市民ミュージアムには頻繁に行っていて、様々な部分で目についているところがありますが、皆様にはありのままの目で感想を書いていただきたいと思います。

垣内議長 では、質疑についてはこの辺りでよろしいでしょうか。それでは、文化アセスメントのフィールドワークにつきましては、事務局案のとおり実施していくということよろしいでしょうか。（異議なしの声あり）

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。事務局におかれましては、会議終了後に、実施に向けた日程の調整をお願いします。それでは、文化アセスメントにつきましては、このあたりで終了とさせていただきます。

議題（3）その他

垣内議長 続きまして、議題の（3）「その他」ということですが、事務局からは何かございますでしょうか。

事務局 事務局からは特にございません。

垣内議長 事務局からは特に無いということですが、これまでの議題などを通して委員の皆様から何かございましたらお願いします。

川崎副議長 一つだけすみません。文化芸術振興計画について気になっているのは、文化財団だけが特筆されているということで、財団も様々な施設の指定管理者をされていると思います

が、民間の指定管理者をどのように使っていくのかということ、文化財団と同様に書く必要性が今後出てくるのかなと思いました。例えば先ほどの料金政策に関して、条例で決めているから何も変えられないということでは民間事業者は何もできないので、少し柔軟性を持たせるとか。役所では難しい部分もあると思いますので、運用の柔軟性とか指定管理者の使い方や関わり方というのが次の課題としてはありそうなので、その辺りも今後検討していただければと思います。

垣内議長

ありがとうございます。指定管理者については川崎市全体で公の施設が数多くあって、その横並びということもあると思いますが、文化に関しては専門性も必要ですし、もしその辺りが書き込めるようであれば御検討いただきたいと思います。また、財団については一度きちんとした委員会などで議論した方がともいますが、文化財団だけではなくて市では様々な財団を持っているのでそれとの関係ですとか、公の施設の管理や修繕計画などとの関係など、全体としての動きが出てきますので、そうしたものと整合性を取る必要があるかと思います。その中で、文化で必要となる部分、今回、委員の皆様からは若者に関しての御意見、子どもたちは無料の体験がたくさんありますが、学校を卒業した若者になると急に何も無くなってしまうという面があって、そこをどうするのかという御懸念も随分出たと思いますし、役所としても様々な規制緩和や、様々なところとの連携も必要になりますし、具体的に進めようとするとなかなか難しいところもたくさん出てくると思いますので、書きぶりはお任せするとして、委員の皆様の御議論も汲んでいただいて計画を作っていただければと思います。

それでは質疑も出尽くしたようですので、議事についてはこの辺りで終了させていただきます。多くの御意見をいただきましたことを感謝申し上げます。事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局

垣内会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりありがとうございました。

文化芸術振興計画につきましては、本日、委員の皆様からいただいた御意見などを踏まえまして、今後の作業を進めさせていただきます。11月に素案として策定いたしましたら、メールなどの形で御報告をさせていただきます。文化アセスメントにつきましても、メールにて日程調整をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次回の会議は、来年の2月中旬頃を予定しております。こちらにつきましても後日、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

垣内議長

ありがとうございました。それでは、第48回川崎市文化芸術振興会議はこれで閉会いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。